

国 館 総 第 3 号  
令和5年7月20日

宗教法人 世界平和統一家庭連合  
代表役員 田 中 富 廣 様

学校法人 国士館  
理事長 大 澤 英 雄

## 申 入 書

当学校法人は、宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「貴宗教法人」という。）に対し、貴宗教法人が多摩市永山七丁目2-1、2、3に所在する土地（約6,300㎡。以下「本件土地」という。）を開発して建物を建築し、これを貴宗教法人の活動の拠点とすることを計画（以下「本件計画」という。）していることについて、直ちに本件計画を中止し、及び本件土地から撤収するよう強く申し入れます。

当学校法人がこの申入れを行う理由は、次のとおりです。

当学校法人は、本件土地に隣接して、160,749㎡の土地を所有し、当学校法人に所属する国士館大学は、同土地に設けられた教育施設（以下「多摩キャンパス」という。）を使用して、大学院としてスポーツ・システム研究科及び救急システム研究科を、体育学部として体育学科、武道学科及びスポーツ医科学科をそれぞれ設けて、大学院生及び学生の教育に当たっています。多摩キャンパスでは、常時、約2,000人の大学院生及び大学生が学業、スポーツ活動にいそしみ、その成果として、例えば、我が国の救急医療体制の一端を担っている救急救命士等有為な人材を輩出して社会に貢献しているばかりでなく、その卓越した技量により我が国を代表する運動家として活躍している者も数多くいます。したがって、多摩キャンパスにおける教育活動は、国士館大学において重要な位置を占めており、同キャンパスの十全な教育環境の維持並びに教育を受ける大学院生及び大学生の安心・安全の確保は、当学校法人の重要な使命です。

他方、貴宗教法人は、靈感商法、高額献金等の違法行為を繰り返し社会から厳しい指弾を受け（貴宗教法人が組織的な不法行為を行ったと認定された民事判決が2件、民法上の使用者責任を認めた判決が20件ある。）、近時、貴宗教法人による献金に仮託した個人からの財産の取得を規制すること等を目的として、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が制定され、また、現在、文部科学大臣が貴宗教法人に対し宗教法人法第78条の2に基づき同法に基づく解散命令請求に向けた報告徴収・質問権の行使をしています。さらに、多摩市長は、貴宗教法人に対し、解散命令がなされないことが確定するまでの間、本件土地の開発行為を行わないことを内容とする申入れを行い、多摩市議会は、党派横断的に、貴宗教法人の同市への進出に反対することを明らかにし、また、貴宗教法人の当該開発行為を阻

止するための住民運動も高まりを見せ始めています。

これらの事実に加え、貴宗教法人が若者に対する勧誘をその勢力拡大の施策の1にしていることを併せ考えると、貴宗教法人が本件土地をその活動の拠点として活動を行うことは、国士舘大学が多摩キャンパスにおいて行う教育の環境に著しい悪影響を与え、同キャンパスで学業、スポーツ活動に従事する学生等の能力の向上を阻害するばかりでなく、とくに、同キャンパス付近に居所を構える大学院生、学生等が貴宗教法人の勧誘を受けて、貴宗教法人が組織的に行う違法行為に加害者、あるいは被害者として巻き込まれる現実のおそれがあります。このことは、国士舘大学が長年の努力によって培った教育機関としての評価を貶め、同大学、ひいては当学校法人に回復し難い損害を与えるものです。

以上の理由から、当学校法人は、貴宗教法人に対し、本件計画を速やかに撤回することを強く求めます。仮に貴宗教法人が当学校法人の申入れを聞き入れず、本件計画を実行しようとする場合には、当学校法人は、国、東京都、多摩市等の関係諸機関と密接な連携を取りつつ、可能な限りの手段を講じて本件計画の撤回の実現を図り、さらに、必要によっては、法的手続によることも選択肢として排除するものではありません。

貴職の御賢察及び御高配をいただければ、幸甚に存じます。

以上